

太田市子育て世帯ベーシックサービス事業（パパママリフレッシュ）実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の保護者に安心してリフレッシュする機会を提供し、子育ての負担感を軽減することを目的とする子どもの一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象幼児)

第2条 事業による一時預かりの対象となる幼児（以下「対象幼児」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 満1歳以上満3歳未満の者であること。
- (3) 健康であり、かつ、集団保育が可能な者であること（医療行為又はそれに準じた行為を必要とする者を除く。）。

(実施場所)

第3条 事業の実施場所は、九合行政センター別館とする。

(実施時間)

第4条 事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休業日)

第5条 事業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (2) 水曜日及び木曜日

(実施主体及び事業の委託)

第6条 事業の実施主体は、太田市とする。ただし、市長は、事業の運営について民間団体等へ委託して実施することができる。

(職員配置基準)

第7条 事業を実施する際の職員の配置に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚労省令第11号）第36条の35第1項の規定に基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置すること。
- (2) 対象幼児の人数にかかわらず、常時保育従事者を2人以上配置し、その半数以上は、保育士とすること。

(定員)

第8条 対象幼児の定員は、原則として10人とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用限度)

第9条 事業の利用限度は、対象幼児1人につき、週1回とする。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を認めないものとする。

- (1) 第7条の事業の定員を超える利用申込みがあるとき。
- (2) 前条の利用限度を超えているとき。
- (3) 対象幼児が感染症を発症している疑いがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を不適切と認めるとき。

(利用手続等)

第11条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、事前面談の上、利用登録を行うこととする。

2 利用者は、利用しようとする日の前日までに予約システム等により予約するものとする。

(利用時間)

第12条 事業の利用時間は、1時間を単位とし、利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなすものとする。

(費用の負担)

第13条 事業の利用者は、利用時間1時間につき300円を支払うものとする。

2 市長は、複数の利用申込み及び取消しを頻繁に繰り返す等により他の利用者の利用を妨げると認められる者に対し、事前に注意を促したにもかかわらず、なお同様の取消行為を行ったときは、当該の事業の利用を制限することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、施行の日前においても行うことができる。